

山田みやこの活動報告

令和3年7月24日(土)

ドキュメンタリー映画「タネは誰のもの」上映会後の 種子法廃止と種苗法改正についての報告

会場 小山市立文化センター

〈小山市長 浅野 正富氏〉

種子法廃止違憲確認訴訟弁護団に弁護士として参加していた。

種子法廃止による公共による安価で良質な種子の提携システムの破壊と種苗法改正による自家採取禁止によって多国籍企業が種子市場を攻め取る目的がある。農業競争力支援法は多国籍企業が日本の農業分野を攻め取る一面を持った法律で真に農民、農業のための法律とは言えない。

本来農業とは国家の礎で極めて公共性の高い産業であり、種子は農業にとって欠かせないものである。自由に保存・利用・交換・販売が出来なければならない。「小農民と農村で働く人々は種子の権利を持つ」という小農宣言が2018年12月に国連総会で採択されたが日本は棄権した。日本の種子法廃止と種苗法改正は国連の小農宣言に逆行している。

戦後日本の農業に関わる政策は自由貿易推進のためには競争力の弱い農産物は輸入すればよいということで食物自給率(カロリーベース)は1961年の78%から2019年には38%に減少している。

2016年内閣総理大臣を本部長とする農林水産地域域の活力創造本部が「農業競争力強化プログラム」を決定し、それを受けて農業競争力強化支援法において「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発、及び新品種の育成、その他の種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」ということを規定した。

今回の種苗法改正で登録品種は原則自家増殖禁止とした。自家増殖禁止となると自家増殖許諾料や種苗の購入費の増加で農業者負担は増大となる。所得が増えるのは種苗業者だけなのである。



〈世界の食と農のスペシャリスト 印鑰 智哉氏〉

○ 種子法と種苗法の違い

	種子法	種苗法
対象品目	米、麦、大豆	全ての農作物の登録品種
目的	公的機関を中心とした種子の安定的生産	登録種苗育成の知的所有権の保護
規制対象	国、県	農家、種苗育成者

種苗法改正のターゲットは主要農産物と都道府県の特産農業物。自家増殖は農業の根幹技術、その技術と経験を次の世代に伝えられるかが大きな政策課題。

日本はなぜ新品種が増えないのかという自由貿易協定で農業を犠牲にしたため、国内市場は外国産農産物であふれている。新品種開発の人材が得られない。補助金が一括地域交付税に変わり種苗事業者に安定的な投資が行われなくなる。種子法により国から地方自治体に財源が交付されていたため安価で良質な種子が提供されていたが、種子法廃止・種苗法改正により公的種苗事業が衰退し多国籍民間企業が儲かり、地域の食文化も衰退していく。

農林水産省は農林水産研究イノベーション戦略2020で「ゲノム編集」を推進するとしたが、ゲノム編集は安全とは言えない。ゲノム編集された生物は機能欠損品種であり、ゲノム編集を規制する条例をつくるべき(ゲノム編集の食品自主表示やOKシートマーク)。そのためには学校給食が「カギ」をなる。

○学校給食で起きている革命

千葉県いずみ市では4年間で小中学校のお米(週4回)を有機米に変更され、地域の生産者には1.5倍の価格保証。地方自治体の支援・農家・技術支援の3つが不可欠。

※地域で重要な品種を農地品種銘柄として指定し流通させる権限を地方自治体を持つべき(ローカルフード法)

学校給食や地域の市場で活用促進する。生活において、とりわけ食は最も重要なことだということを学習会に参加し痛感した。